

障がい者支援施設等通所交通費助成事業

障がいのある方が、令和3年4月以降に町外の障害福祉サービスを利用する際の交通費を助成します。

対象者

清里町に居住し、清里町住民基本台帳に登録されている方で、障がい者支援施設等に通所している障がい者、障がい児及び保護者（※生活保護を受けている者は対象外です）。

助成範囲

法令で定められている障害福祉サービスのうち、次のサービスを利用した場合に対象となります。

ア. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A・B）

イ. 児童福祉法

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス

助成額（100円未満切り捨て）

・鉄道が運行されている区間を通所する場合

鉄道旅客運賃額（日数分の運賃と定期券購入額を比較して安価な額）

・鉄道が運行されていない区間を通所する場合

居住地から施設までの距離1キロメートルにつき、40円に日数を乗じて得た額

※障がい児が、「イ.児童福祉法」に係るサービスを利用する際に、保護者同伴で鉄道を利用した場合は、障がい児と保護者の鉄道旅客運賃額を対象とします。

※他の制度において助成を受けたものは対象外です。

支給方法

助成金は、4月から9月分を上期、10月から翌年3月分を下期とし、2回に分けて支給します。

助成金を受けるには、申請書の提出が必要となります（サービス事業所の証明が必要です）。

	対象月	申請時期	支給時期
上期	当該年度4月～9月通所分	9月	10月末
下期	当該年度10月～3月通所分	3月	4月末

※申請書は、町ホームページに掲載しているとともに、窓口を設置しています。

◆お問い合わせ先◆

保健福祉課福祉介護グループ（保健センター内） ☎25-3847